

高知県消費者保護条例をここに公布する。

○高知県消費生活条例  
全部改正〔平成18年条例38号〕

(昭和50年7月16日条例第19号)

高知県消費生活条例

第3章 高知県消費生活審議会  
追加〔平成18年条例38号〕

(設置)

第31条 知事の諮問に応じ、消費者に関する取組の実施に関する重要な事項の調査審議及び消費者からの苦情に係る訴訟の援助に関する審査を行わせるため、高知県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する調査審議及び審査のほか、消費者からの苦情の調停を行うものとする。
- 3 審議会は、前2項に規定する調査審議及び審査並びに調停に係る事項に関し必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

追加〔平成18年条例38号〕

(組織)

第32条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 消費者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

追加〔平成18年条例38号〕

(任期等)

第33条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員(前条第2項第1号又は第3号に掲げる者のうちから任命された委員を除く。)が任命された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

追加〔平成18年条例38号〕

(会長)

第34条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

追加〔平成18年条例38号〕

(会議)

第35条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

# 高知県消費生活条例

追加〔平成18年条例38号〕

## (部会)

第36条 審議会は、その議決により、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 前2条の規定は、部会について準用する。

追加〔平成18年条例38号〕

## (専門調査員)

第37条 審議会に専門の事項を調査研究させるため、専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験を有する者のうちから知事が会長と協議して任命する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項の調査研究が終了したときは、その職を失う。

追加〔平成18年条例38号〕

## (雑則)

第38条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

追加〔平成18年条例38号〕